令和８年度

第１７期第１６回海区漁業調整委員会
議事録

令和８年５月２６日
三重海区漁業調整委員会

日時　　令和８年５月 26 日(火) 午前 10 時 00 分から　10 時 50 分

場所　　三重海区漁業調整委員会委員室

議題

１ 議案１　漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
２ 議案２　三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
３ 議案３　宝石さんごの採捕に関する委員会指示について
４ 報告事項１　「漁業に関する協定」に係る報告事項について
５ 報告事項２　令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第 62 回）の結果について
６ その他
（１）令和９年度全国海区漁業調整委員会連合会要望「たたき台」に係る検討について
（２）次回の委員会日程について

出席委員

矢 田 和 夫　田 邊 善 郎　淺 井 利 一　小 川 和 久　濱 中 一 茂
木 下 和 行　辻 本 寛 一　濱 口 利 貴　奥 村 卓 二　中川かおり

欠席委員

濵 田 浩 孝　千 田 良 仁　松 田 浩 一　倉 島　　彰　木村那津子

事務局

事務局長　小 林 智 彦
主査　　葛 西　　学
主査　　林　　茂 幸

行政

漁政課（漁業調整班）
班長　　山 本 祥 輝
係長　　牧 野 朗 彦
水産資源課（資源管理班）
課長補佐兼班長　竹 内 泰 介
技師　　田 中 翔 稀

傍聴者

なし

計 17 名

○矢田会長

それでは、ただいまから第 17 期第 16 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、濵田委員、千田委員、松田委員、倉島委員、木村委員が欠席で、10 名が出席していますので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、濱口委員と奥村委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案１「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）

資料１をご覧ください。１－１ページにあるように、令和８年５月 12 日付け農林水第 19-2060 号で三重県知事から諮問書が提出されています。三重県漁業調整規則第 12 条第３項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、漁政課から説明をしていただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは漁政課から説明をお願いします。

○漁政課（牧野係長）

１－２ページの諮問の内容をご覧ください。三重県漁業調整規則第 12 条第１項に規定する、許可又は起業の認可に関する制限措置の内容及び申請すべき期間は、「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針」の別紙として漁業許可の種類ごとに定めています。今回、取扱方針の別紙である「機船船びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」を改正するため、規則第 12 条第３項に基づき貴委員会の意見を求めるものです。

改正点は二つあります。一つ目は、機船船びき網漁業のうち、いわし船びき網漁業一そういわし船びき網漁業の許可の有効期間「令和５年８月１日から令和８年７月 31 日まで」を「令和８年８月１日から令和 11 年７月 31 日まで」に改正します。二つ目は、同漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間「令和５年６月 26 日から同年７月 20 日まで」を「令和８年６月１日から同年７月３日まで」に改正します。１－３ページが新旧対照表です。

最後に資料の説明になりますが、１－４ページから１－12 ページが機船船びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱いの改正案、１－13 ページから１－21 ページは現行の取扱い、１－22 ページから１－27 ページは全許可の共通の取り決めである取扱方針と漁業種類の目次、１－28 ページが規則の抜粋です。

説明は以上です。ご審議のほどお願いします。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員
（意見なし）

○矢田会長
　意見がないようでしたら、議案１については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員
（異議なし）

○矢田会長
　全員異議がないようですので、議案１については県原案どおりとされたい旨、答申することとします。
　続きまして、議案２「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。
　事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）
　資料２をご覧ください。２－１ページにあるように、令和８年５月 11 日付け、農林水第 24-1010 号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第 16 条第２項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。
　内容については、水産資源課から説明していただきます。
　事務局からは以上です。

○矢田会長
　それでは水産資源課から説明をお願いします。

○水産資源課（田中技師）
　２－２ページをご覧ください。今回の諮問は、７月から管理期間が開始される令和８管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群（以下、「さば類」という。）及びぶりについて、国から都道府県漁獲可能量の配分量が示されたことに伴い、県内の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。
　知事管理漁獲可能量は、さば類で、三重県まさば及びごまさば中型まき網漁業が 5,900 トン、三重県まさば及びごまさばその他漁業が現行水準であり、ぶりでは三重県ぶり漁業が試行水準となっています。
　それでは詳細についてご説明します。２－３ページをご覧ください。今回の諮問内容のポイントです。そのうち、２をご覧ください。これまで、まいわし太平洋系群、まあじ、するめいか、さんま、くろまぐろ（小型魚、大型魚）、かたくちいわし太平洋系群について、知事管理漁獲可能量を設定しており、そのうち、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚、大型魚）、かたくちいわし太平洋系群については、数量管理しています。なお、今回設

定するさば類についても昨管理年度と同様に数量管理を行います。

３　今回設定するさば類及びぶりをもって、令和８管理年度で漁獲可能量の設定が必要なものは終了します。

４　さば類の配分は、三重県資源管理方針に則って、直近３か年の漁獲実績に基づいて「中型まき網漁業」と定置網などの「その他漁業」に配分しています。２－８ページと２－９ページに三重県資源管理方針の該当部分を抜粋しています。この配分については、２－９ページの第３に記載があり、「基本として直近３カ年の漁獲実績に応じ、あるいは、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。」とあります。

さば類の過去の漁獲実績については、２－７ページをご覧ください。棒グラフの緑色が中型まき網漁業、青色が定置漁業を含むその他漁業の漁獲量を示しており、赤色の折れ線が当県に割り振られた配分量です。表はそれぞれグラフの数値を示しており、上から中型まき網漁業、定置漁業を含むその他漁業、当県に割り振られた配分量の順に記載しています。このうち、直近３か年である令和４年から令和６年の平均漁獲実績は表の下の下線部の数字のとおりで、中型まき網漁業 3,095 トン、定置漁業ほかは 367 トンで、漁獲割合は中型まき網漁業 89%、定置漁業ほかは 11%となっています。

５　この漁獲実績に基づく漁獲割合を用いて計算した結果、国から配分のあった 6,500 トンのうち、中型まき網漁業に 5,900 トンを、その他漁業については数量管理せず、「現行水準」として配分することとしました。なお、国からの配分通知を２－４ページに参考として添付しています。この配分の数量、考え方等については、関係漁業者からの同意を得ています。

２－３ページの６をご覧ください。ぶりについては、令和６年３月 19 日に開催されたステークホルダー会合において、TAC 管理の段階的導入（以下、「ステップアップ」という。）が決定されています。このステップアップに関しては、２－10 ページをご覧ください。水産庁から引用した説明資料です。昨年度も同様の資料を用いましたが、改めてご説明します。TAC 管理のステップアップとは、新たに TAC 資源として追加された魚種をいきなり漁獲制限ありで TAC 管理するわけではなく、三段階に分けて TAC 管理に移行していく考えです。この三段階の内訳が下の図です。下から順にステップアップしており、一番下はステップ１、まずは定期的に TAC 報告ができる体制の構築、次に真んなかのステップ２、漁獲規制を伴いませんが、試行目安数量という、お試しで数量配分を行い、行政が管理運用が可能かどうかを検証します。

なお、ステップ２は漁獲規制を伴わないだけでなく、試行目安数量を超えたとしても罰則にはなりません。そして管理運用が可能だと判断された後、ステップ３として漁獲規制を伴う、その他 TAC 魚種と同様の TAC 管理に移ることとなります。

ぶりは、この三段階のうち、現在はステップ１にありますが、令和８管理年度からステップ２に移行します。２－６ページをご覧ください。ぶりがステップ２に移行するにあたり、国からの配分は「試行水準」となっており、こちらには試行目安数量は記載されておらず、本県の「ぶり」の試行目安数量については、２－11 ページをご覧ください。当県の試行目安数量は 5,432 トンとなっており、この数量を当課で管理運用が可能かどうか取り組んでいきます。なお、繰り返しになりますが、ステップ２は、漁獲規制を伴わない管理であり、試行目安数量を超過しても罰則にはなりません。

説明は以上です。

○矢田会長
それではただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○濱口委員
さば類でまき網の総量はわかりますが、仮にさば１トンを漁獲した場合、大きい個体も小さい個体も区別なく一緒のトン数に換算されるのですか。

○水産資源課（田中技師）
そのとおりです。全部のサイズが含まれます。

○濱口委員
全部のサイズですか。まき網漁業は 5,900 トンですね。「その他の漁業」の区分もありますが、いま漁獲はほとんどないのではないかと思います。我々の漁協も 10 年ほど前はさばを釣る漁業者も多数おり、さば釣りで商売をしていました。そのような漁業者も多かったが、もう 10 年くらい前から壊滅状態になり、さば釣りはなくなってしまった。それと同時にまき網などで小さい魚を獲っており不安が募ります。仕方がないことですが、本当は資源管理をするのであれば、同じトン数でも小さい魚を獲らないような資源管理の仕方をしないと、総量だけ規制しても、矛盾しているのではないかと思います。

○水産資源課（田中技師）
そうですね。水産庁もまったく同じことを思っており、まさばの資源量が獲りすぎて限界管理基準値以下で、資源が危機的な状況にあると考え、新しく資源再建計画を立てることとしています。なにをするかはまだ決まっておらず、いまから考えるのですが、計画を策定する際、三重県としてさばのサイズ規制に係る意見を伝えることも検討します。

○濱口委員
ぜひそうしていただきたい。本当に小さい餌にしか使いようがないさばをたくさん獲っています。資源がどんどん減っていってしまいます。大きいさばを配分枠まで獲って規制するのはわかりますが、小さいさばはなんとかして、残るような方策とっていただきたい。
よろしくお願いします。

○水産資源課（田中技師）
わかりました。

○矢田会長
濱口委員、小さいさばは獲れているのですか。

○濱口委員
　まき網がたくさん獲っています。

○矢田会長
　いまも獲れているのですか。

○濱口委員
　いまもたくさん獲れています。当然混獲もあります。まき網で一度漁獲すると、放流しても死んでしまうだけです。小さいあじやさばは、餌として流通しています。

○水産資源課（田中技師）
　中型まき網の漁獲割合としては、ほとんどごまさばが占めています。まさばももちろん獲れてはいますが、割合としてはまさば２、ごまさば８くらいの割合となっています。

○濱口委員
　まさば、ごまさばと言っている場合ではないと思います。何故かというと、10 年前はごまさばは安かった。我々もさば釣りをしていた時には、まさばだけ値が付き、ごまさばは捨てていました。いまは、ごまさばがまさばの値段になってしまっている。いまはごまさばもまさばも一緒だと思います。

○矢田会長
　小さい魚もごまさばもトン数に加算されているのですか。

○濱口委員
　小さい魚も含まれています。

○水産資源課（田中技師）
　こまさばも含まれています。

○矢田会長
　ではその問題は、どうすれば解決するのですか。

○濱口委員
　とにかくこの総量より、小さい魚を獲らない政策を考えてもらわないといけない。当然、まき網も商売があるとは思いますが、網目を加減して小さい魚は逃がす方策を考えてほしい。定置網でも一緒ですが、小さい魚が抜けていくような感じにしないといけないと思います。

○水産資源課（田中技師）
　資源再建計画は、まだ案も策定されていない状況で、これから考えられていくところで

す。そのため、県としても漁獲重量での制限だけではなく、サイズでも制限をしてはどうかとの提案をすることを検討したいと思います。

○矢田会長
　わかりました。

○辻本委員
　漁獲がないなかでは、まき網も獲りたいですよね。

○濱口委員
　網目の細かいいわしの網でそのまま獲ろうとするため、いろいろなサイズの魚が一緒に入ってくる。網目を変えたら網を替える必要もあり、そのあたりも難しい。あとは選別機で選別する方法もあるけど、さんまの二の舞にならないようにするべきだと思います。

○木下委員
　選別機をとおした魚は生きますか。

○濱中委員
　生きません。真っ白になって死んでしまいます。捨てるしかないと聞いています。

○濱口委員
　まき網が獲った時点で餌になります。

○矢田会長
　ほかにありませんか。
　意見がないようでしたら、議案２については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員
（異議なし）

○矢田会長
　全員異議がないようですので、議案２については県原案どおりとされたい旨、答申することとします。
　続きまして、議案３「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を審議します。
　事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）
　資料３をご覧ください。宝石さんごの採捕に関する委員会指示は、平成 27 年７月１日から毎年発動しているものですが、継続して発動するかどうかについて、ご審議をお願いするものです。

３－２ページをご覧ください。現行の委員会指示です。発動いただく場合には、３－１ページが改正案となります。改正箇所は、告示番号、告示日、有効期間です。内容についての変更はありません。

なお、告示番号は第３号、告示日は県の公報発行日である６月９日（火）を予定しています。有効期間は、令和８年７月１日から令和９年６月 30 日までの１年間です。

３－３ページと３－４ページをご覧ください。事務取扱要領について３－３ページが改正案、３－４ページが現行の要領です。こちらは制定年月日と有効期間のみの変更となり、内容や様式の変更はありません。このため、様式の添付は省略しています。

なお、平成 27 年から現在まで承認申請、承認実績はありません。

ご審議についてよろしくお願いします。事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案３については原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案３については、原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項１「「漁業に関する協定」に係る報告事項について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）

資料４をご覧ください。三重県及び愛知県の「漁業に関する協定」に基づく、資源専門家委員会及び紛争処理委員会の委員の変更や資源専門家員会の開催結果についての報告です。

内容については、漁政課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは漁政課から説明をお願いします。

○漁政課（牧野係長）

三重県及び愛知県の「漁業に関する協定」、いわゆる湾口協定に係る報告をします。

４－２ページをご覧ください。本県の資源専門家委員会委員の変更から説明します。県水産行政職員の組織名等が変更となり、農林水産部水産資源管理課が農林水産部水産資源課となり、役職が班長から課長補佐兼班長に変わりました。続いて、４－４ページをご覧ください。愛知県の資源専門家委員についてです。水産資源の学識者である漁業生産研究所海洋資源グループ班長の原田誠さんが澤田知希さんに、県水産行政職員である愛知県農業水産局水産課課長補佐の長谷川圭輔さんが岩田友三さんに、漁業関係者である西三河漁業協同組合副組合長の鈴木啓一さんが蒲郡漁業協同組合副組合長の長尾嵜芳成さんに変更となりました。

次に、紛争処理委員会委員の変更を説明します。４－６ページをご覧ください。本県の水産行政職員である農林水産部水産資源管理課の西窪大輔課長補佐兼班長が農林水産部漁政課の山本祥輝班長に変更となりました。４－８ページをご覧ください。愛知県の変更は２名です。漁業関係者の西三河漁業協同組合副組合長の鈴木啓一さんが、蒲郡漁業協同組合副組合長の尾嵜芳成さんに、県水産行政職員である農業水産局水産課課長補佐の大橋昭彦さんが荒川哲也さんに変更となりました。

続いて、第 14 回資源専門家委員会の結果について報告します。４－11 ページをご覧ください。愛知県からの結果報告です。当委員会は、主に湾口海域の水産資源や漁獲状況等の情報交換をするものとして毎年１回開催しているものです。新型コロナウイルス発生後の令和２年度から書面で開催しています。今回は令和８年３月 12 日から 19 日にかけて、意見が集約されています。適用海域における相互に関心がある水産資源についての主な意見をご紹介します。

トラフグについて、愛知県の長谷川委員、鈴木委員、本県の奥村委員から、令和７年度漁期は資源が高水準だったこと、また、愛知県の原田委員、長谷川委員、岩田委員、本県の奥村委員から、昨年度は供給過多により価格が暴落したが、令和７年度は通常一日２回操業していたものを１回操業にしたことで、価格の下落を一定程度防げたことに言及されています。また、愛知県の長谷川委員、本県の畑委員、竹内委員、奥村委員から、現在ＴＡＣ化を検討しているなかで資源評価制度などに課題があるとの意見がありました。

イカナゴについては、愛知県の原田委員、岩田委員、本県の畑委員、竹内委員、奥村委員から、近年、各調査でなかなか生体が確認されていないが、継続して調査は実施すべきとの意見がありました。

クルマエビについては、近年、本県ではまとまった漁獲はありませんが、愛知県の鈴木委員からはサイズの小型化や以前よりも沖合で獲れるようになっているとの意見がありました。また、本県の奥村委員からは、クルマエビの資源評価について、実態との乖離についての示唆もありました。

カタクチイワシについては、愛知県の原田委員、長谷川委員、本県の竹内委員から、ＴＡＣ管理のステップ１が始まっているなかで、資源管理の重要性、資源評価制度の向上や実態に沿った資源管理制度の確立を求めていくとする意見がありました。

また、その他意見として、愛知県の鈴木委員から、燃油の高騰や高齢化、後継者問題について意見がありました。

報告は以上です。

○矢田会長
　ただいまの説明についてご意見はありませんか。
　特にないようですので、少し発言をさせてください。
　水産資源課にお尋ねします。カタクチイワシの資源管理は今年まだステップ１の状態と思いますが、数量管理はありますか。

○水産資源課（田中技師）
　漁獲規制はありません。

○矢田会長
　いま伊勢湾に相当なちりめんが入ってきており、獲っても良いのか、漁業者が心配していました。小さいけど過去に記録がないくらいの量がいる模様です。離島の漁業者や愛知も１時間操業で漁獲量が満タンに近く、加工能力もオーバーしているみたいです。マイワシには制限があるため、餌としての単価も高くカタクチイワシの制限が気になりました。

○濱口委員
　今いるのはカタクチイワシの子ばっかりです。ばっち網としてはありがたい。

○水産資源課（田中技師）
　カタクチイワシに漁獲規制はありません。全体枠として目安量はありますが、それを超えたとしても罰則はありません。

○矢田会長
　ありがとうございました。
　それでは次に進みます。
　報告事項２「令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）
　資料５をご覧ください。本年度の総会は、５－１ページにあるとおり、令和８年５月 15 日に東京都にて開催されました。５－２ページと５－３ページが当日の出席者です。当海区からは矢田会長にご出席いただきました。
　５－４ページ以降が議案書の抜粋です。５－５ページの通常総会次第「５　議事」にある第１号議案から第４号議案について審議が行われ、すべての議案について、原案どおり承認・決定されました。
　なお、議案書は 50 ページを超えるため、本日の資料は抜粋です。正式な議案書を必要とされる場合には、事務局までお申しつけください。
　次に５－６ページと５－７ページをご覧ください。総会では、議事のほか、報告事項として、令和９年度の要望書のとりまとめについて報告が行われました。趣旨は、国への要望書の項目数が増加するなど構成が複雑となっており、簡素で整理された要望書とするた

め、来年度の令和９年度要望に向けて、要望書の構成や取りまとめ方法を見直す、というものです。具体的には５－６ページ下段「３　見直しの方向性」の（１）要望書の再構築、内容の整理にあるとおり、項目を減らし組み替えるとのことです。

また、５－７ページ「４　今後の流れ」にあるとおり、令和９年度要望については、全漁調連事務局が事前に「たたき台」を作成し、各海区はこの「たたき台」を基に令和９年度要望を検討したうえで、ブロックに提出することになるとのことです。

なお、この令和９年度要望書のとりまとめについては、本日の「その他」で皆さまにもう少し詳しくご相談をさせていただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他（１）、「令和９年度　全国海区漁業調整委員会連合会要望「たたき台」に係る検討について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）

資料６をご覧ください。先の総会での報告事項で説明しました、令和９年度の全漁調連の要望に関することについてです。６－１ページと６－２ページは総会資料と同じものです。繰り返しにはなりますが、令和９年度要望は、要望書の構成や取りまとめ方法を見直したうえで行うこととなりました。昨年度までは、各海区からの要望を各ブロックに提出したうえで、取りまとめが行われていました。昨年度、当海区が東日本ブロックに提出した要望書を６－３ページから６－６ページに添付しています。令和９年度要望については、この方式が改められ、６－７ページから６－25 ページにある全漁調連事務局が事前に作成した「たたき台」を基に、各海区はこの「たたき台」の内容を検討したうえで、ブロックに意見を提出することになりました。

６－26 ページをご覧ください。当海区が構成海区となっている東日本ブロックのとりまとめ海区からの「たたき台」の検討についての依頼です。提出期限は、７月 17 日（金）です。具体的な検討方法は、６－27 ページをご覧ください。表の下、【作成上の留意点】に記載があるように、各海区において「たたき台」の各項目について検討を行い、修正がなければ「●」、修正があれば「△」、削除が必要と判断する場合には「×」を記した星取表を提出することとなりました。

また、修正や削除が必要と判断した場合には、６－29 ページの資料でその理由を説明する必要があります。

このようなかたちで、令和９年度要望にむけた「たたき台」の検討を委員の皆さまにお願いをすることになりますが、６－７ページから６－25 ページの内容を急に本日示され、意見を求められても困惑されるのではないかと思います。そのため、本日は事前説明のみとし、次回委員会にてご協議をお願いします。

なお、６－３ページから６－６ページにある当海区がこれまで要望していた太平洋クロマグロの増枠などに関することについしては、「たたき台」６－16 ページの「太平洋クロマ

グロの資源管理」の項目内に取り上げられており、同様に沿岸サンマ資源についても６－17 ページの「沿岸重要資源の適正利用」の項目で取り上げられています。

次回委員会までに「たたき台」のお目通しをお願いします。その際、修正や削除が必要と思われる項目がありましたら、事前に事務局までお教えいただけると、次回委員会の審議がスムーズに行えるのではないかと思います。具体的には、６－31 ページの様式３を作成してブロックに提出する必要がありますので、修正すべき要望項目やその理由をメール又はＦＡＸでお知らせいただけると幸いです。この様式３は、「エクセル」ファイルがありますので、メールにて事務局あてご依頼をいただければ様式ファイルをお送りします。事務局のメールアドレスは、本日の委員会開催通知の署名欄に記載があります。次回の委員会資料にいただいた意見を反映させるためには、この後のその他（２）でご相談する次回開催日の２週間前までにお願いします。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他（２）「次回委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（林主査）

次回の委員会は、６月 30 日（火）、午前 10 時からの開催をご提案します。

場所は、三重海区漁業調整委員会委員室です。

○矢田会長

それでは、次回の委員会は６月 30 日（火）、午前 10 時からの開催でお願いします。

ありがとうございました。これをもちまして、委員会を閉会します。